

東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長
小早川 智明 様

申 入 書

- 1 福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取り組み及び確
実な安全対策について
- 2 福島第一原子力発電所における確実な汚染水・処理水
対策について
- 3 福島第一原子力発電所事故からの復興について
- 4 福島第二原子力発電所の廃炉に向けた取り組み及び確
実な安全対策について

令和7年 11 月 25 日

福島県いわき市長

内田 広之

【重点申入項目】

- 1 福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取り組み及び確実な安全対策について・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
- 2 福島第一原子力発電所における確実な汚染水・処理水対策について・・・・・・・・・・・・・・・・ P3
- 3 福島第一原子力発電所事故からの復興について・・・ P4
- 4 福島第二原子力発電所の廃炉に向けた取り組み及び確実な安全対策について・・・・・・・・・・・・・・・・ P6

1 福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取り組み及び確実な安全対策について

東京電力ホールディングス(株) (以下「東京電力」という。) に対しては、これまで福島第一原子力発電所 (以下「福島第一原発」という。) 事故の一刻も早い収束を強く求めてきたところです。

廃炉作業においては、安全を最優先とし、一日も早く完了すべく、次の5項目について申し入れます。

(1) 福島第一原発廃炉作業における確実な安全対策の実施

廃炉作業におけるトラブルは市民に大きな不安を与えるとともに、作業員の生命、健康に大きな影響を与えるおそれがあることから安全対策に万全を期すこと。

(2) 廃炉完了を見据えた工程の検討

3号機での燃料デブリ取り出し工法の設計検討の中で「準備工事に最大で15年を要する」との試算が示されたところであるが、安全を最優先に一日も早い廃炉を果たすべく、国や関係機関と連携しながら、廃炉完了までの道筋を見据えた、より具体的な工程を検討し、提示すること。

(3) 中長期を見据えた人材の育成・確保

今後、燃料デブリ取り出しの更なる規模拡大等、困難かつ多数の技術的課題を着実かつ効率的に解決していくため、廃炉を担うリーダーの育成等、課題を解決し、プロジェクトを計画通り進めるための中長期を見据えた人材の育成・確保を図ること。

(4) 環境モニタリングの徹底

福島第一原発周辺の環境モニタリングについて、国、県及び第三者機関と連携し、透明性を確保した上で環境モニタリングを実施し、科学的知見のもと、福島は安全であることを国内外へ分かりやすく発信すること。

(5) 市民への丁寧な説明責任の遂行

廃炉の状況等について、市民の目線に立った分かりやすく丁寧な情報提供を常に心がけ、事故を発生させた当事者として市民への説明責任を果たすこと。

2 福島第一原子力発電所における確実な汚染水・処理水対策について

国及び東京電力によるALPS処理水の海洋放出開始から、2年が経過しましたが、これまでのところ大きなトラブルはなく、また海域モニタリングでも問題となる値は検出されていないことなどから、放出前に懸念されていた風評被害は、現在のところ本市では確認されておりません。

ALPS処理水の海洋放出については、国とともに責任を持って取り組み、安全かつ着実に完遂されるよう、次の4項目について強く申し入れます。

(1) ALPS処理水海洋放出の安全かつ着実な実施

科学的安全性を担保するため、海洋放出が完了するまで詳細な海域モニタリング及び、正確な情報発信を実施すること。

(2) 国内外への理解醸成活動のより一層の充実

引き続き、科学的知見に基づいた正確な情報発信を行い、輸入規制の全面解除に向けた、更なる理解醸成に全力で取り組むこと。

(3) 万全な風評対策と確実な賠償の実施

風評被害に対して万全の対策を講じ、その内容について利害関係者の理解と合意を得ること。

(4) 汚染水発生の抑制・防止

汚染水について、引き続き発生の抑制・防止に全力で取り組むこと。

3 福島第一原子力発電所事故からの復興について

事故から15年近くが経過するも廃炉完了には程遠く、また、中間貯蔵施設に保管されている除染廃棄物等の県外最終処分についても未定であります。

被害者である全ての市民や事業者のために、復興に向けた風評払拭に全力を尽くし、それでも発生する損害に対して迅速かつ適正な賠償を実施するとともに、新たな産業の創出などに対しても責任をもって対応されるよう、次の3項目について申し入れます。

(1) 風評払拭への取り組み

今もなお、風評被害が継続していることから、事故の責任者である東京電力においても風評を払拭するための努力を継続し、国内外に対して、福島の実状を正しく理解していただくような抜本的な風評対策を講じること。

(2) 原子力損害賠償に係る「3つの誓い」の遵守

事故に伴う損害については、市民や事業者の再建に結び付くよう、適正な賠償がなされなければならないが、これまでの賠償実績をみると、事業者や市民の方に対する損害賠償に対し、各地で集団訴訟が提起されていることや、本市としての損害賠償に対する支払額を踏まえれば、東京電力における取り組みは十分とは言い難い状況であると言わざるを得ない。

新々・総合特別事業計画において自らが掲げている3つの誓い「最後の1人まで賠償貫徹」、「迅速かつきめ細やかな賠償の徹底」、「和解仲介案の尊重」を遵守するとともに、原子力損害に係る賠償請求の実態を踏まえた上で、適切な賠償を実施すること。

(3) 浜通りにおける廃炉産業の集積

「浜通りにおける廃炉産業集積の取り組みについて（令和4年4月27日公表）」で示された、廃炉産業集積を通じた復興への貢献策に基づき、廃炉を推進する関連会社の設立などの取り組みが進められています。

こうした動きを更に加速させるとともに、より多くの地元企業が廃炉産業への参入にチャレンジできる環境を整備し、廃炉産業を地域に根付いた産業へと深化させるため、次の事項について申し入れます。

- ア 2020年代に設置を予定している廃炉関連施設の整備にあたっては、浜通り地域の事業者を最大限活用すること。
- イ 商工会議所や商工会などの地元産業界との緊密な連携の下、労働環境の安全性に関する情報発信・教育の充実化を図りながら、商談会やマッチング、事業参入に必要な資格取得支援等の取り組みを、引き続き実施していくこと。
- ウ 廃炉関連技術の研究開発を行う「福島国際研究教育機構（F-REI）」とも連携し、機能製品の製造や新技術開発等に地元企業を加えるなど、地元企業の技術力向上、参入促進を図ること。

4 福島第二原子力発電所の廃炉に向けた取り組み及び確実な安全対策について

福島第二原発の廃炉作業を安全かつ計画的に進めるため、次の3項目について申し入れます。

(1) 福島第二原発の廃炉作業における確実な安全対策の実施

福島第一、第二原発の廃炉作業が同時進行となることを踏まえ十分な人材を確保しながら、可能な限り工程の短縮に努めるとともに、安全を最優先とした廃炉作業を進めること。

(2) 使用済み燃料等の県外搬出

特に大きなリスク源となりうる使用済み燃料等については、可能な限り早期に県外へ搬出するとともに、放射性廃棄物についても、現時点から処分方針に係る検討を進めること。

(3) 市民への丁寧な説明責任の遂行

市民が安心して日常生活を送るためには、福島第一原発と同様に福島第二原発の状況も正しく把握することが必要であることから、市民の目線に立った分かりやすく丁寧な情報提供を常に心がけ、市民への説明責任を果たすこと。